

令和8年度7月分

市民生活・環境関係

件 名	畑地使用について
内 容	自宅裏がタイヤヤードとして使用されていますが、許可されていますか。
回 答	廃棄物の処理は収集、運搬という過程を経て処分に至りますが、これを業務として行う場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく都道府県知事の許可が必要となります。 お申し出いただいたヤードで保管するタイヤが廃タイヤであれば「産業廃棄物」に分類されることが一般的で、他者から廃タイヤを収集・運搬または保管処分を業務として行う場合についても、上述のとおり原則として都道府県知事の許可が必要となります。 市としては、現場確認を行い、現場の状況を県に情報提供し、監視してまいります。 (関係課：道路課)